

～～～ 不受理申出をされた方へ ～～～

【不受理申出の効力について】

・不受理申出後、申出をされたご本人以外の方が当該戸籍届書を全国どの市区町村役場に届出されても、その届出は受理されません。この場合、来庁者に対して届出が受理できない理由を説明することになりますのでご了承ください。後日、申出をされたご本人に対して、届出が不受理となった旨の通知をお送りいたします。

※申出をされたご本人が当該戸籍届出をする際、本人確認書類を忘れた場合には、届出は受理されませんのでご注意ください。

・不受理申出は、申出をされたご本人からの取下げや申出の効力が失効しない限り有効なものとして取扱いされます。

・不受理申出が受理されていても次の場合には戸籍届出が受理されます。

(例1) 不受理申出をしたご本人が当該戸籍届書を提出しに来られ、かつ本人確認書類の提示によりご本人であることが確認できた場合

(例2) 当該戸籍にかかる事件（離婚など）の調停が成立し、後日、調停の申立人から当該戸籍届出が提出された場合

・本日申出された不受理申出は、この後に転籍等により本籍を変更した場合には以後、新本籍地市区町村で管理されます。

【不受理申出の取下げについて】

・不受理申出の取下げをする場合には、申出をされたご本人が本人確認書類を持参のうえ、「不受理申出の取下げ書」を市区町村役場へ提出してください。

※郵送による方法は認められません。

・不受理申出の取下げをしようとする場合は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。以下のような事例の場合、届出が即日受理されない場合もありますのでご承知おきください。

(例) 「不受理申出の取下げ書」を提出した日と同じ日に、取下げをした市区町村とは別の市区町村で戸籍届出をする場合

※一度戸籍届書を受領（お預かり）して、後日本籍地に対して不受理申出取下げの送達を確認できた時点で、届出日に遡り受理されます。

・不受理申出の取下げをするときに、不受理申出時の氏名を変更している場合には、変更後の本人確認書類の提出を求められることがあります。

【お問合せ】

市民課戸籍担当

042-312-1083